

東かがわ市告示第 29 号

東かがわ市こども家庭センター設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 21 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施することを目的として、東かがわ市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 こども家庭センターは、市民部こども家庭課内に置く。

(業務の内容)

第 3 条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づく業務
- (2) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条の規定に基づく業務

(業務の対象者)

第 4 条 業務の対象者は、市内に居住する全ての子ども及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(職員の配置)

第 5 条 こども家庭センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

(関係機関との連携)

第 6 条 業務の実施に当たっては、関係機関と緊密に連携し、必要な情報の共有に努めるものとする。

(個人情報保護及び守秘義務)

第 7 条 業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(東かがわ市子育て世代包括支援センター設置要綱の廃止)

2 東かがわ市子育て世代包括支援センター設置要綱(令和2年東かがわ市告示第23号)は、  
廃止する。